

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成	地域の活性化 農業 / その他 (ユニバーサル農業) 労働力確保
実施主体別	県	

事業名	ユニバーサル農業推進事業 (国庫・継続) 【農山漁村振興交付金 (農福連携対策)、工賃向上計画支援等事業】
アピールポイント	農業労働力の確保と、障がい者の雇用促進等により共生社会へ貢献する。

事業の趣旨	ユニバーサル農業の取組拡大に向けて、地域の状況を踏まえたマッチングを支援するほか、特別支援学校新卒者の雇用就農を促進するとともに、対象領域の拡大など取組の輪の拡大に取り組む。	予算額(千円)	13,892	
		内訳	国	8,782
			県	5,110
			その他	—

事業の内容等	1 地域の状況を踏まえたマッチングの支援 (1) 福祉事業所における就労内容の見える化 ・福祉事業所ごとの作業内容データの充実と情報提供 (2) ワンストップ窓口の体制の確立 ・中南、三八、上北の事業所に対する活動支援 ・コーディネーターの実務研修 (3) 地域連絡会議を活用したマッチングの促進 ・農業側と福祉側へ個別巡回による普及啓発 ・活用希望する農業者と福祉事業所の橋渡しによる取組拡大  2 特別支援学校新卒者の雇用就農の促進 (1) 農業高校と特別支援学校の農業交流促進 (2) 特別支援学校生徒の農家実習の実施 (教育庁との連携) (3) 特別支援学校教員と農業法人等との雇用就農に向けた座談会の実施 (教育庁との連携)  3 取組の輪の拡大 (1) ユニバーサル農業推進会議の開催 (2) 生きづらさを感じている人たちの対象領域拡大に向けた先進事例調査	補助率	標準事業費
		—	—

実施期間	令和6～8年度	担当	構造政策課 担い手育成グループ ユニバーサル農業推進プロジェクトチーム (内線5064、直通017-734-9463)
------	---------	----	--

目的別	地域を変えるための切り口	その他（麦・大豆の生産性向上）
	生産基盤の整備	その他（簡易な圃場改良、新たな営農技術の導入）
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / その他（改良）
実施主体別		市町村 / 任意団体 / 地域農業再生協議会

事業名	麦・大豆生産技術向上事業（国庫・継続） 【麦・大豆生産技術向上事業等】			
アピールポイント	麦・大豆の団地化の推進、生産性向上に向けた新たな営農技術の導入、生産拡大に必要な農業機械等の導入等ができる。			
事業の趣旨	麦・大豆の生産基盤を強化し、安定供給体制の構築を推進するため、国産麦・大豆の団地化の推進や新たな営農技術の導入、生産拡大に向けた機械導入等を支援する。	予算額(千円)	64,100	
		内訳	国	64,100
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 生産性向上の推進（必須） 事業実施主体が実施する団地化等を推進する際に必要な経費について、実際に要した費用を上限額の範囲内で支援する。 《事業実施主体》農業者の組織する団体、地域農業再生協議会</p> <p>2 新たな営農技術の導入 各地域における麦・大豆生産に係る課題解決に向け、新たな営農技術を導入する取組に対して支援する。 《事業実施主体》1に同じ</p> <p>3 生産拡大に向けた機械・施設の導入等 麦・大豆の生産拡大や成果目標の達成に必要な機械・施設の導入、リース導入、改良について支援する。 ※上限額：機械等ごとに50万円以上5,000万円未満。ただし、ほ場で利用する農業機械の導入に限り、事業費は機械ごとに50万円以上1億円未満とする。 《事業実施主体》農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、市町村ほか</p> <p>4 市町村による生産性向上の取組 本事業を実施するために必要な会議・研修会の開催、実需者との意見交換会等に係る経費について支援する。 《事業実施主体》市町村</p>	補助率	標準事業費	
		定額	1の上限額 50ha未満 100万円 ～150ha未満 200万円 150ha以上 300万円	
		1/2以内	2の上限額 1万円/10a ただし大豆極多収品種 種子生産は 2万円/10a	
		1/2以内	4の上限額 2の事業費の10%以内	
<p>【採択要件】</p> <p>1 産地と実需が連携した麦・大豆国産化プランが策定されていること。</p> <p>2 生産拡大・生産性向上につながる成果目標を定めていること。</p> <p>3 「生産性向上の推進」に必ず取り組むこと。</p> <p>4 事業実施計画書の内容が実施要領の要件を満たしており、成果目標の達成に直接結びつく内容であること。</p>				
実施期間	令和5～7年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5074、直通017-734-9480)	

目的別	地域を変えるための切り口	その他（施設園芸の燃料価格高騰対策の推進）
実施主体別	県 / 農協 / 法人 / 任意団体 /	

事業名	施設園芸セーフティネット構築事業（国庫・継続） 【施設園芸等燃料価格高騰対策】			
アピールポイント	燃料価格が一定基準を上回った場合に補てん金を交付する。			
事業の趣旨	燃料価格高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、燃料使用量の省エネルギー化に計画的に取り組む施設園芸の産地において、燃料価格が一定基準を上回った場合に補てん金を交付するセーフティネットの構築を支援する。	予算額(千円)	17,860	
		内訳	国	8,930
			県	—
			その他	8,930
事業の内容等	<p>1 支援内容 燃料価格が一定基準（発動基準価格）を上回った場合に、あらかじめ国と農業者が1：1で積み立てた資金から、その差額に補てん対象の燃料の数量を乗じた補てん金を交付</p> <p>2 対象燃料 A重油、灯油、LPガス及びLNG</p> <p>3 対象期間 原則として、11月から翌年4月までの間。ただし、産地の作型等を勘案して、10月から翌年6月までの間を対象期間として選択</p> <p>4 発動基準価格 （令和7事業年度：令和7年7月～令和8年6月） A重油：94.1円/L、灯油：99.7円/L、 LPガス：124.2円/kg、LNG：70.2円/m<sup>3</sup></p> <p>5 補てん対象の燃料数量 原則として、当該月の燃料の購入数量の70%とする。ただし、燃料価格が急騰した場合や、当該月の平均気温が平年を下回った場合は、補てん対象の燃料数量は引き上げられる。</p> <p>《事業実施主体》 県農業再生協議会</p> <p>《支援対象者》 農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体、農業者の組織する団体</p>	補助率	標準事業費	
		1/2	—	
<p>【採択要件】</p> <p>1 3年間で燃料使用量を15%以上削減する「省エネルギー等対策推進計画」が策定されていること。</p> <p>2 野菜、果樹又は花きの施設園芸農家が3戸以上又は農業の常時従業者（原則年間150日以上）が5名以上であること。</p>				
実施期間	令和8～9年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ （内線5077、直通017-734-9481）	

目的別	地域を変えるための切り口	その他（経営所得安定対策の推進）
実施主体別	県／ 地域農業再生協議会	

事業名	水田活用の直接支払交付金のうち産地交付金（国庫・継続）		
アピールポイント	県や地域が定める「水田収益力強化ビジョン」に基づき、産地づくりに向けた取組を支援する。		

事業の趣旨	地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色ある魅力的な産品の産地化を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、産地づくりに向けた取組を支援する。	予算額(千円)	—	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 県段階			補助率	標準事業費	
	(単位：円/10a)			—	—	
		対象作物等	要件			単価
	県設定	飼料用米 (多収品種)	<ul style="list-style-type: none"> <li>3年以上の複数年契約 (令和5年・令和6年からの継続分、令和7年からの新規契約)</li> <li>生産性向上の取組</li> </ul>			9,000
		大豆	<ul style="list-style-type: none"> <li>作付面積の新規拡大</li> <li>主食用米以外の水稲への輪作を実施 (前年大豆作付ほ場の2割以上)</li> </ul>			9,000
		子実用とうもろこし	<ul style="list-style-type: none"> <li>作付面積の新規拡大</li> </ul>			9,000
		WCS用稲	<ul style="list-style-type: none"> <li>作付面積の新規拡大</li> </ul>			9,000
		新市場開拓用米	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産性向上の取組</li> </ul>			9,000
	国設定	そば、なたね、 新市場開拓用米	<ul style="list-style-type: none"> <li>作付面積に応じて助成</li> </ul>			20,000
		新市場開拓用米 (複数年契約)	<ul style="list-style-type: none"> <li>3年以上の複数年契約 (令和7年からの新規契約)</li> <li>コメ新市場開拓等促進事業で採択された者を対象</li> </ul>			10,000
<p>※多収品種（えみゆたか、ゆたかまる（特認））</p> <p>県設定の単価は予算配分や本県取組実績により変更となる場合がある</p> <p>2 地域段階 各地域の実情に応じた戦略作物の生産性向上や地域振興作物の取組に助成</p> <hr/> <p>【採択要件】 対象作物ごとの交付要件の詳細については、各地域農業再生協議会へ問い合わせること。</p>						

実施期間	令和7年度	担当	農産園芸課 企画管理グループ (内線5071、直通017-734-9479)
------	-------	----	---

目的別	地域を変えるための切り口	その他（新市場開拓用米の推進）
実施主体別	市町村 / 地域農業再生協議会	

事業名	新市場開拓用米新規拡大支援事業（県単・継続）		
アピールポイント	新市場開拓用米（輸出用米）の作付面積を拡大する取組に対して支援する。		

事業の趣旨	<p>需要に応じた主食用米の生産と水田フル活用による農業所得の向上及び競争力の高い水田農業を実現するため、新市場開拓用米の作付面積を拡大する農業者、農業法人及び集落営農組織に対し、地域農業再生協議会が行う助成に要する経費について、市町村が要する経費を支援する。</p>	予算額(千円)	10,000	
		内訳	国	—
			県	10,000
			その他	—

事業の内容等	<p>1 補助対象品目 新市場開拓用米（輸出用米）</p> <p>2 補助対象水田 経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）別紙1の2に定められた水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であること。</p> <p>3 補助対象面積 令和5年度及び令和6年度のうち交付対象品目の作付面積が大きい方を基準年とし、基準年に対する令和7年度の交付対象品目の作付面積の拡大分（10アール以上）を交付対象面積とする。 ただし、単位はアール（a）単位とし、a未満は切り捨てとする。</p> <p>《事業実施主体》 市町村 《取組主体》 新市場開拓用米（輸出用米）の作付面積を拡大する農業者、農業法人及び集落営農組織</p>	補助率	標準事業費
		定額	5,000円/10a以内

○都道府県連携型助成  
国が、本支援と同額の追加的支援を行う「都道府県連携型助成」を申請する予定であり、採択となった場合、本支援と合わせて1万円/10a以内の支援を見込んでいる。  
※今後、国と協議を行うため、要件等が変更となる場合がある

実施期間	令和7年度	担当	農産園芸課 企画管理グループ (内線5071、直通017-734-9479)
------	-------	----	---

目的別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	その他（苗木・支柱・樹棚・雨よけハウス） 施設導入 / 機械購入
実施主体別	農協 / 個人 / 任意団体	

事業名	特産果樹産地育成・ブランド確立事業（県単・継続）			
アピールポイント	特産果樹の産地基盤の整備、生産高度化施設、集出荷機械等の整備ができる。			
事業の趣旨	特産果樹の生産振興を図るため、優良品種の導入、生産性向上施設及び品質向上施設の整備による高品質果実生産を支援するのに要する経費を補助し、産地の生産体制の強化を図る。	予算額(千円)	6,205	
		内訳	国	—
			県	6,205
			その他	—
事業の内容等	1 特産果樹導入型（新植に限る） （1）生産基盤の整備 苗木、支柱、樹棚の購入 2 特産果樹生産性向上型 （1）生産高度化施設の整備 雨よけハウス （2）集出荷機械施設の整備 簡易選果機 3 特産果樹品質向上型 （1）品質向上施設の整備 ア 低コスト簡易型ハウス イ 被覆資材巻上機（おうとう雨よけハウスへの後付けに限る） ウ 循環扇  《事業実施主体》 農業協同組合、営農集団、認定農業者、認定新規就農者等	補助率	標準事業費	
		1/4	—	
		1/3		
		1/3		
【採択要件】 1 受益戸数：営農集団の場合は3戸以上であること。 2 受益面積：生産基盤の整備は1戸当たり10a以上であること。 生産高度化施設の整備は1戸当たり10a以上（認定農業者、認定新規就農者を除く）であること。 集出荷機械の整備は1台当たり1ha以上（認定農業者、認定新規就農者を除く）であること。 品質向上施設の整備は1戸当たり10a以上（認定農業者、認定新規就農者を除く）であること。 【令和7年度実施計画等】 弘前市、平川市、つがる市、八戸市、鶴田町				
実施期間	令和3～7年度	担当	りんご果樹課 生産振興グループ (内線5149、直通017-734-9492)	

目的別	地域を変えるための切り口 生産基盤の整備	環境保全 / その他（生活環境） ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 / その他（農道）
	実施主体別	県 / 市町村

事業名	集落基盤整備事業（国庫・継続） 【農山漁村地域整備交付金】			
アピールポイント	地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ豊かで住み良い農村となるよう、農業生産基盤の整備と、交通、情報通信等の生活環境整備を総合的に推進することができる。			
事業の趣旨	地域が設定する個性ある農村振興の目標の達成が図られるよう、地域住民の参加の下、関係省庁との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施する。	予算額(千円)	—	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 農業生産基盤整備事業 (1) 農業用排水施設整備 (2) 農道整備 (3) ほ場整備 (4) 農用地開発 (5) 農地防災 (6) 客土 (7) 暗きょ排水 (8) 農用地の改良又は保全  2 農村生活環境整備事業 (1) 農業集落道整備 (2) 営農飲雑用水施設整備 (3) 農業集落排水施設整備 (4) 農業集落防災安全施設整備 (5) 用地整備 (6) 活性化施設整備 (7) 地域農業活動拠点施設整備 (8) 集落環境管理施設整備 (9) 交流施設基盤整備 (10) 情報基盤施設整備 (11) 市民農園等整備 (12) 生態系保全施設等整備 (13) 地域資源利活用施設整備 (14) 施設補強整備 (15) 施設環境整備 (16) 歴史的土壌改良施設保全整備 (17) 施設集約整備 (18) 交換分合 (19) 集落土地基盤整備  《事業実施主体》 県、市町村	補助率	標準事業費	
		県営 国 50% 県 25%	—	
【採択要件】 農村振興基本計画又はこれに準ずる計画が作成されている地区であること。 【令和7年度実施計画等】 ※実施地区なし				
実施期間	平成13年度～	担当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4889、直通017-734-9555)	

目的別	地域を変えるための切り口	環境保全 / その他（生活環境）
実施主体別	市町村	

事業名	農業集落排水事業（国庫・県単・継続） 【農山漁村地域整備交付金、農村整備事業】			
アピールポイント	水路に流れ込む農村の生活排水を浄化処理することにより、きれいな水を安定的に供給できる。			
事業の趣旨	農業用排水の水質保全及び農村生活環境の改善を図るため、農村集落におけるし尿と生活雑排水を処理する施設の整備を行う。	予算額(千円)	199,133	
		内訳	国	98,650
			県	1,833
			その他	98,650
事業の内容等	1 処理施設及び管路施設の整備 2 雨水排水路の整備 3 汚泥の処理施設の整備 《事業実施主体》 市町村 ※補助率の欄の県（4.5、3.5、2.5）%は、農業集落排水促進事業で助成	補助率	標準事業費	
		団体営 国 50% 県 4.5% ※H22まで採択地区 県 3.5% ※H23以降採択地区 県 2.5% ※H26以降採択地区	—	
【採択要件】 1 整備対象集落：農業振興地域内の農業集落であること。 2 受益戸数：おおむね20戸以上であること。 3 事業規模：処理対象人口がおおむね1,000人程度であること。 4 対象汚水等：し尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設等であること。 5 処理水質：BOD 20 mg/l以下、SS 50 mg/l以下を原則 【令和7年度実施計画等】 1 実施地区数：4地区 2 関係市町村：青森市、弘前市、五所川原市、平内町				
実施期間	昭和58年度～	担当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4888、直通017-734-9555)	